

一般競争入札説明書

沖縄県が発注する業務用自動車賃貸借契約に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項は、下記のとおりである。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 沖縄県平和・地域外交推進課業務用自動車賃貸借契約
- (2) 車種等 仕様書による
- (3) 契約期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日まで 60ヶ月
- (4) 納入先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事公室平和・地域外交推進課
- (5) 仕様書 別紙のとおり

2 入札方法等

- ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受けること。
- イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認決定通知書の写しを提出すること。
- ウ 入札書（第4号様式）に金額等を記入の上、入札会場で直接提出すること。なお、郵送、電報及び電送による入札は認めない。
- エ 代理人が入札する場合は、本人の委任状（第5号様式）を持参すること。

3 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則12号）第100条の規定により、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との入札に附する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、かつ、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出した場合

4 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

5 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 落札候補者がいない場合は、直ちに再入札を行い、入札回数は3回（1回目の入札を含む。）までとする。
- (3) 再度入札を行っても落札候補者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約ができるものとする。

6 最低制限価格

設定しない。

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、一般競争入札参加資格確認申請書に用いた印鑑を持参すること。代理人が入札を行う場合は、委任状の「代理人使用印鑑」を持参すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合であって、委任状の提出がないときは、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (3) 入札は、最大で3回行うため、入札書は予め複写して持参すること。

8 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に附する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、かつ、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出した場合
- (3) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合

9 その他

- (2) 本入札における契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除となる。
- (3) 申請書関係書類、入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (5) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。
ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとし、参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。
- (7) 入札参加の資格を認められた後であっても、当該入札説明書「3一般競争入札に参加することができない者」に該当する事実があった場合は、当該入札資格を取り消す。
- (8) 当該入札に定めのない事項については、地方自治法（昭和23年法律第67号）、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。

10 応募に係る質問

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 行政棟1階

沖縄県知事公室平和・地域外交推進課 比嘉

T E L 098-894-2226

F A X 098-869-7018

入札に関する質問は、質問書(別添様式)にて下記受付期間内に送付(FAX 可、ただし到達確認すること。)

受付期間 令和7年12月22日(月)から令和8年1月8日(木)まで